

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	権利変換計画の変更の認可
概要	個人、組合、再開発会社である施行者が、権利変換計画を変更する場合には、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第72条第4項
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>1 申請手続きが法令に違反していないこと</p> <p>・認可申請書の添付書類が添付されていない場合、法令に違反します。(都市再開発法施行規則第26条)</p> <p>2 権利変換計画の決定手続き及び内容が次の法令に違反していないこと。</p> <p>※次のような場合、法令に違反します。</p> <p>(1)個人施行で、関係権利者の同意がない場合(法第72条第4項において準用する第7条の13)</p> <p>(2)組合施行で、総会の議決を経ていない場合(法第30条第8号)</p> <p>(3)会社施行で、施行地区内の宅地の所有者及び借地権者のそれぞれ3分の2以上の同意を得ていない、又は同意を得ていても、同意した者が権利を有するその区域内の宅地地積の合計がその区域内の宅地の総地積と借地権の目的となっている宅地の総地積との合計の3分の2以上に達していない場合(法第72条第4項において準用する第50条の4)</p> <p>(4)組合又は会社施行で、施行者が権利変換計画を2週間公衆の縦覧に供していない場合、又は意見書の提出があった場合にその処理を行っていない場合(法第83条第5項において準用する同条第1項から第4項まで)</p> <p>(5)審査委員の過半数の同意を得ていない、又は市街地再開発審査会の議決を経ていない場合(法第84条)</p> <p>(6)権利変換計画に法第73条第1項に掲げる事項が定められていない場合</p> <p>(7)権利変換計画に規則第27条に掲げる事項が定められていない場合</p> <p>3 権利変換計画の決定の基準が遵守されていること。(法第74条)</p>
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	